

平成 29 年 2 月 1 日
海事局安全政策課

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の 一部を改正する省令を公布しました

～原則すべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用が義務化されます～

国土交通省は本日 2 月 1 日、海中転落による死亡・行方不明を防止するため、原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務化する内容の「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました。

1. 背景

我が国の周辺では、漁船やプレジャーボートなどの小型船舶からの海中転落によって、毎年約 80 人の方が命を落としています。ライフジャケットを着用することにより海中転落時の生存率が約 2 倍に高まることから、国土交通省ではライフジャケットの着用推進に取り組んできました。しかし、未だ着用率は 3 割前後と低い状況にあります。

この状況を受けて、国土交通省は水産庁と合同で検討会を開催し、有識者、漁業関係者、プレジャーボート利用関係者からの意見を踏まえて、ライフジャケットの着用義務範囲の拡大を決定しました。

2. 改正の概要

改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則においては、「12 歳未満の小児」、「水上オートバイの乗船者」、「1 人乗り漁船で漁ろう中の者」にライフジャケットを着用させる義務を小型船舶の船長に課していました。加えて、「船室外のすべての乗船者」にライフジャケットの着用を努める義務を課していましたが、これは強制力を持たず、規制としての効果が薄いことが指摘されていました。

今回の改正により、小型船舶の船長に対して、原則として、「船室外のすべての乗船者」にライフジャケットを着用させることを義務化します。着用させていない場合、船長に違反点 2 点が付与され、違反点が積み重なると免許停止などの処分を受けることになります。

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

3. 今後のスケジュール

公 布： 平成 29 年 2 月 1 日

施 行： 平成 30 年 2 月 1 日

(ただし、違反点の付与は平成 34 年 2 月 1 日から開始)

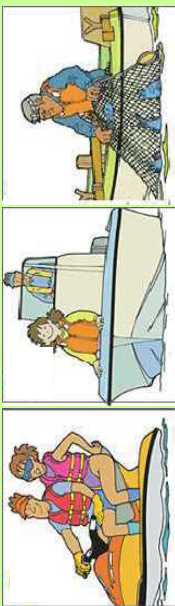
国土交通省は、関係団体や水産庁、海上保安庁等の関係機関と連携して、リーフレット等を活用した周知活動や着用推進のためのさらなる啓蒙活動に取り組めます。

【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課 中川 (43-502)、矢澤 (43-565)
TEL:03-5253-8111 直通:03-5253-8631 FAX:03-5253-1642

毎年約80人発生している小型船舶からの海中転落による死亡・行方不明者の数を低減するため、
 ライフジャケットの着用義務の範囲を拡大することし、平成29年2月1日に公布
 (船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正)

従来



- 水上オートバイ乗船者
- 12歳未満の小児
- 1人乗り漁船で漁労中の者

○上記以外の暴露甲板に乗船している者

- 漁労中の者(1人乗り以外)
- 釣り中の者
- 作業中の者

- ヨットレース中等の者
- 神事中的者
- マリンスポーツ等のための乗船者
 - ・ウェイクボード等乗船者
 - ・磯釣り用の装備がある乗船者
 - ・潜水業に従事する者
 - ・遊泳者

- 係留中の乗船者
- その他(上記以外の者)
 - ・船長が定める安全場所にいる者



- 船室内に乗船している者
- 妊婦、負傷者等
- 著しく体型が大さい者等
- 命綱・安全ベルト装着者
- 海上運送法又は遊漁船適化法の対象船への乗船者

改正案



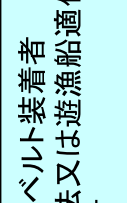
- 水上オートバイ乗船者
- 12歳未満の小児
- 1人乗り漁船で漁労中の者
- 漁労中の者(1人乗り以外)
- 釣り中の者
- 作業中の者

- ヨットレース中等の者(競技規則無し)
- 神事中的者(救助体制無し)
- マリンスポーツ等のための乗船者
 - ・当該目的のための装備が無い者
 - ・遊泳者(入水時以外)

- 船長が定める安全場所以外の場所にいる者
- 係留中の乗船者(防波堤外)



- 船長が定める安全場所にいる者
- 係留中の乗船者(防波堤内)



- 船室内に乗船している者
- 妊婦、負傷者等
- 著しく体型が大さい者等



- ヨットレース中等の者(競技規則有)
- 神事中的者(救助体制有のみ)
- マリンスポーツ等のための乗船者
 - ・当該目的のための装備がある者
 - ・遊泳者(入水時のみ)

努力義務及び適用除外に該当しない甲板上の乗船者

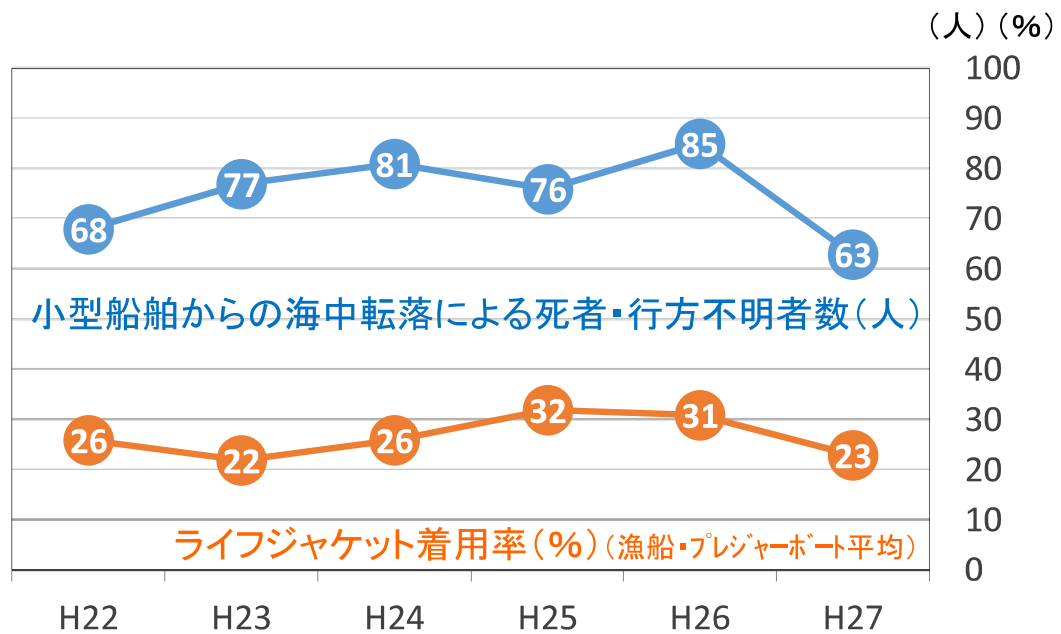
着用義務

努力義務

適用除外

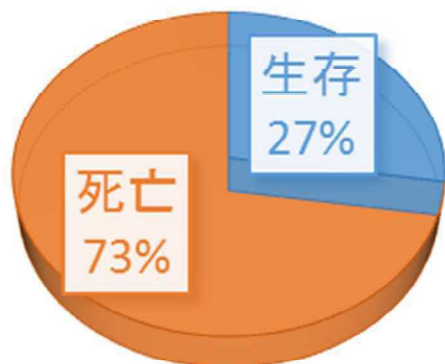
平成29年2月1日公布後、1年をかけて周知活動を行い、平成30年2月1日から施行

(参考) 小型船舶からの海中転落について

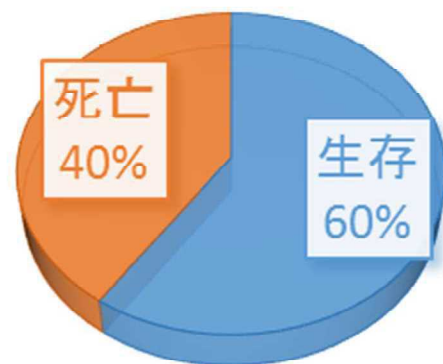


毎年、海中転落により約80人の死者・行方不明者が発生

ライフジャケット非着用時



ライフジャケット着用時



海中転落時の生存率・死亡率

漁船・プレジャーボート過去10年

ライフジャケットを着用していると海中転落時の生存率が2倍以上

命を守ります！

ライフジャケットが

2016年度 ミス日本「海の日」杉浦 琴乃

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります！

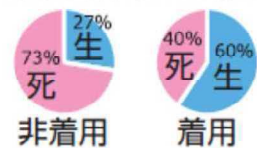
〔平成34年2月1日以降、違反点2点が付されます。〕

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率



船長の義務です！

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！



ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



防波堤内の係留船上にいる方



船外で泳ごうとする方



専用装備で海上スポーツをする方



船長が定めた安全場所にいる方



着用する必要がありません

できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

詳しくはホームページへ



(発行 国土交通省海事局安全政策課)

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html